

日時：令和5年8月2日（水）

午前9時30分から午前11時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

配布資料

〔議事資料〕

議事（2） 第二種特定鳥獣管理事業実施計画

- ・令和4年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・令和6年度管理事業実施計画書（県実施分）
- ・令和4年度管理事業実績報告書（市町村実施分）
- ・令和5年度管理事業実施計画書（市町村実施分）

議事（3） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ、ニホンジカ）令和4年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和5年度実施計画書（案）

〔参考資料〕

資料1 第二種特定鳥獣に関する各種データ

資料2 宮城県内の豚熱（CSF）発生状況と対応について

（はじめ、配付資料の確認、議事以降の写真撮影・録画録音禁止の説明、部会委員の紹介を行った）

1 開会

（各委員の紹介を行った。）

2 挨拶（小山自然保護課長より挨拶を行った）

ご多忙のところ、また、酷暑の中ご出席いただき感謝する。

また、今年度は議員の改選時期に当たっており、皆様には快く委員への就任をお引き受けいただき重ねて御礼申し上げます。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法では、著しく増加又は減少している鳥獣がある場合、それらの鳥獣の生息状況などを勘案して、長期的な保護管理の観点から特定計画を策定することができることとされている。

この計画の内容や事業の実施方法等について、科学的知見及び地域に根差した情報に基づき、検討評価をいただくため、本委員会を設置している。

本県はニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの4つの獣種に関して、第二種特定鳥獣管理計画を策定しており、本日はこれらの鳥獣に係る令和四年度事業の実績と令和六年度事業の計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業の令和4年度の評価、5年度の実施計画について御審議いただきたい。

限られた時間であるが、よろしく願います。

3 委員長等選出について

（1）委員長・副委員長選出について

委員長及び副委員長選出については、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第3条第1

項の規定により委員の互選によることから、推薦等について諮ったところ、早坂委員から土屋委員を委員長に、阿部育子委員を副委員長に推薦する旨の発言があり、満場一致で承認された。

(2) 挨拶（土屋委員長）

委員長に御指名いただきました、日本鹿研究協会の土屋です。よろしくお願いします。

さて、本日の会議では4種類の野生動物の保護管理について検討評価しますが、これらの野生動物によるここ2、3年の被害は横ばい、あるいは減少傾向になっている。特にイノシシによる被害の減少は、豚熱による生息数の減少が大きく影響していると考えられている。一方、ニホンジカでは、有害及び指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲数が増大し、被害額が減少したと考えられる。しかし、この状態が一時的なものか継続するものか、もう少し時間をかけて検討する必要がある。

本日の議題では、令和4年度の実績と令和6年度の計画について検討評価いただくことになる。事務局でまとめた資料をもとに、活発なご議論をいただけたらと願っているのでもよろしくお願いします。

それでは宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を開催する。

事務局：(定足数の報告が行われ、委員17名中16名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。)

4 協議事項

議事(1) 各部会委員等の指名について

委員長：それでは、ニホンザル部会、イノシシ部会、ニホンジカ部会及びツキノワグマ部会に属すべき委員と部会委員、各部会の部会長及び副部会長を指名する。

ニホンザル部会については、当委員会の委員からは石巻専修大学工学部准教授の辻大和さんを指名する。また、部会委員については、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には、渡邊邦夫さん、副部会長には岡恵介さんを指名する。

イノシシ部会については、当委員会の委員からは国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門上級研究員の平田滋樹さんを指名する。また、部会委員につきましては、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には平田滋樹さん、副部会長には山本麻希さんを指名する。

ニホンジカ部会については、当委員会からの委員として一般社団法人JoIn研究員の相澤あゆみさん、私、土屋を指名する。また、部会委員につきましては、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には私、土屋、副部会長には南正人さんを指名する。

ツキノワグマ部会については、当委員会からの委員として私、土屋を指名する。

また、部会委員については、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には青井俊樹さん、副部会長には私、土屋を指名する。

議事(2) 第二種特定鳥獣管理事業の実績及び計画について

委員長：それでは、議事に入りたいと思う。円滑な議事の進行にご協力をお願いしたい。

はじめに、ニホンザル管理事業の実績及び計画について事務局から説明願う。

事務局：(資料に従いニホンザル管理事業について説明を行った)

委員長:ただいまの事務局からの説明について、ご質問や確認事項はあるか。

早坂委員:日本自然保護協会の早坂です。第五期分の対象区域は10市町ということだが、6月ごろから頻繁に石巻市でサルが目撃されているが、これは単なるハナレザルと考えていいものか懸念している。

加美や川崎ポピュレーションから群れが分裂して、そこにもう一つの群れを作るという懸念はないのか専門家の方に確認したい。

辻委員:私からでよろしいか。ただいまのご質問に関してだが、最近、個体が出てきている石巻市だが、ここは昔からの群れが居ない場所なので西の方からやってきたはぐれ個体かと思っている。7月中旬の段階でこの個体が旧北上町のあたりに来ており、北上している状況なので、おそらくそのうち西の方にまた戻るか、あとは北へ抜けて岩手県に行くかどっちかだと思うので、これが定住して群れ作ることには考えにくい。

委員長:その他にご意見、確認事項あるか。

日野委員:石巻市日野です。ただいま辻先生の方から説明があった通り、石巻市内のかなりの市街地やその他の地域にもニホンザルが出没したという状況。

資料の6ページの一番下のところ、令和4年度の実績のところでは群れの全体の捕獲でなく、加害個体のみを捕獲することを検討すると記載されているわけだが、被害を与えるニホンザル個体のみを捕獲する方法というのはどういうことが現実的にありえると考えているのか。

事務局:加美町で実施している捕獲方法が大型の囲いワナでの捕獲だが、資料にあるとおり他の個体群の群れの誘導域と重なっており、実際に捕獲されたサルの数がその対象群よりも多かったということで、ほかの群れの個体も捕獲してしまった事例がある。そういう意味で加害群のみ捕獲するような形で対応できないかということで、県から指導助言を行っているという状態。

石巻市のハナレザルに関しては一個体のみなので、石巻市の協力もいただきながら積極的にワナなどの設置をしているが、サルがかなり利口な状態ではワナには近づくが中に入らないとか。また、住民に対して威嚇をするような行動をしているので、街中でなかなか発砲して捕獲する形ができないので石巻市さんでも対応に苦慮されている形。一個体と群れまとめでの捕獲で実態が違うので、そこが混乱されていると思うが、別な事例ということで説明させていただいた。

日野委員:少し答えが違っているかなと思う。この資料のページの一番下のところには、群れ全体の捕獲ではなく、加害、被害を与える加害個体のみを捕獲するという記載になっているわけである。危害を与える群れを捕獲するのではなくて、その中の一個体のみを捕獲するという記載に解釈したが、これは解釈が違うのか。

事務局:サルの方は基本的に群れ全体が全て悪いという形ではなく、人里や耕作地に降りて被害を及ぼすサルを限定的に捕獲することで、その加害状況を群れ全体に学習させないという形での捕獲という形で計画がそもそも考えられているので、実際に畑の傍に近づけるが畑の中に入らない個体、畑の中に入って畑を荒らす個体と本来は区別し見極めた形で捕獲して行くというのが一般的だが、有害鳥獣駆除隊の中では個体識別が難しいということで、大型の囲いワナなどで捕獲してしまった際に、想定される数以上に捕獲してしまうという事態がある。

そういった形で加害群と加害群になっていない群れも捕獲する事で誘導域が開いてしまうと、より山の方にいるサルの群れが降りてきてしまって、結果的にその群れの誘導域がほかのサルの群れの拡大につながってしまうことで被害を広げる事態になるので、本来はその群れの中で加害を起こしている個体を識別した上で捕獲する形になるので、ワナの設置でもそれだけを選択して他は放獣する、もしくはその個体だけを銃等で捕獲するという形のやり方を、本来は選択できればと考えているが、なかなか現場では実際にはできていない状態にはなっている。

日野委員：複数捕獲した中のさらにその中で危害を加える一匹のみを捕獲するという、そういう手法が考えられるという説明か。わかりました。

事務局：少し補足したい。まず四鳥獣の中で、イノシシとニホンジカの扱いと、ニホンザルとツキノワグマの扱いは大きく異なっている。イノシシとニホンジカは明らかに生息数過剰で農林業被害が甚大なので、とにかく捕るという方向性がまずある。

一方、ツキノワグマとニホンザルに関してはそもそも生息个体数が少ないというのもあり、できる限り捕らないで管理するという、保護の観点の方が強い。

基本的にツキノワグマは捕獲上限があり、サルは加害個体、本当に必要な個体のみを捕ると方針を立てているので、それが念頭にある。手法は他の者が答えたが、そういう前提があるということをご承知いただきたい。

委員長：その他にご意見、確認事項あるか。

平田委員：今の質問にも関係するが、おそらく近年は加害レベルだけでなく、年齢構成とか性別も見ながら捕獲をしていくことで、被害を減らしながら個体数増加も抑制するやり方が主だと思う。

一方で街中とか人家周辺で麻醉銃が使えないところもあると思うので、今の回答の参考になるかもしれないがICTの技術を導入するとか、例えば圃場ではきちんと防護柵をはりながら米などの加害性を示すような餌を使うとか。それを回避する方法もあるが、そのわなで捕獲するにしても戦略的にすることで、確かに多頭捕獲によって個体数抑制と被害軽減がうまくいった事例も報告がありますので、群れを殺処分にするのか、それとも群れの構成を維持するために、選択的な殺処分をするのかについてということもお示しいただきたい。

また、先ほどから石巻の方で目撃があるということで、おそらく人身被害とかいろいろなものに繋がる可能性もあるので、追い払いも記載されていると思うので複数の対策を用いることも説明いただいたほうがよい。

最後だが、G群が分かれたということだが、これは個体数が多くなって分かれたのか、それとも捕獲等の人為圧が働いたのか。ほかの要因で分けられると、マネジメントしにくくなると思うので、分かれてどんどん増えてよくなったのか、それともやはり分けられることを防ぎながらマネジメントを進めていくべきなのかということを少し教えていただきたい。

事務局：宮城県のポピュレーション把握に関しては調査を委託しており、東松島から石巻地方に関しては、これまでも群れの大規模移動であったり、ハナレザルの目的事例があったので、今回が初めてではないが、どうしてもオスザルは種の性質上、一時的に群れを離れて単独で行動したり、オスザルだけのグループで行動することもあり、のちに別の群れと合流して繁殖する事例もあるので、今回石巻市の個体は一旦山に帰った形で姿が見えなくなったが、また出てきて、被害を及ぼしている。住民に対して威嚇行動をとっているので、捕獲に向けた支援は石巻にある県の事務所も支援した形で対策を講じてはいただいているが、やはり先生おっしゃるとおり街中での発砲、あと追い払いも結局、住宅が数多い所に出てきて、時々山に逃げるといった形なのでなかなか難しいというふうにはこちらで聞いている。

私が例にあげたのは仙台市、白石市、加美町で実施している捕獲が大型の囲いわなを使うので、先ほど言った個体識別をした上で捕獲し、加害のない個体や群れを維持する個体数はできれば放獣はしたいが、その中でほぼ全頭を殺処分してしまっているということで、群れの消失につながるということから計画上を保護すべき対象を減らしてしまっていることもあったので、できるだけ選択捕獲はしていただきたいなと思うが、なかなか抜本的な、技術的な助言ができていない状態である。

平田委員:計画は立派でも実効性が課題と思うので、住民の方とか猟友会と連携していただきたい。追い払いに関しては人馴れと加害の双方に効果があると思うので、住民自らの追い払いも人身被害が起こってからでは遅いので、そういうことも充分注意していただきたい。

委員長:その他にご意見などあるか。

村上委員:白石市の村上です。よろしくお願いします。昨年、白石市で一つのポピュレーションというか群れを大型の檻でほぼ全頭捕獲することができた。この場所は小原という七ヶ宿町に近い方だが小原温泉の旧温泉旅館があった所に設置をして捕獲ができた。しかし、福島県境の齋川という地区で今、被害が増大しているがポピュレーション自体は変わってないという報告がある。

南奥羽の方の協議会の事業として、その調査をして、県の方でもしていただいているという状況だが、農作物被害が多く、先ほど先生がおっしゃったように、威嚇するサルがとても多い。特に女性の方だと、恐れずに向かってくるというような状態になっていて、市街地ではない山間の集落だが、もう農業はできないというような非常に危機的な状況になっている。確かに群れごと取らないとポピュレーションが変わってしまって、どんどん山から降りてくるといことだが、追い払い花火なんかもやっているがもう慣れてしまって全然効果が無いということ。

あと電気柵の防御だが、これも補助を出してやっているが、イノシシには効果があるがサルはどうしても跳躍したりするので効果がないという状態で、結局お金をかけてもすぐやられてしまうという状況。

うちの方としても周辺地域の方々が SNS を利用して情報を集めて蓄積をしているので、そういったところも含めて全頭捕獲を考えていきたいと思っているので、ぜひご協力いただいて、その地域の被害を本当に軽減してあげないと農業をする方がいなくなってしまうという状況になっているので、よろしくお願いします。

今年やってくれというお願いはされるが、調査をして、そういう群れの成り立ちとか把握した上で行いますということで、来年度はぜひということ考えていますというお答えをしているので、ぜひ来年度は大々的にそういう形で。

悪いサルだけ取ればいいが、軽減できるような方策をぜひ具体的に出していただかないとこう、住民の方に納得いかないんじゃないかなと思う、よろしくお願いします。

委員長:その他にどうか。

相澤委員:今の白石市さんのお話に繋がるが、サルの被害対策は電気柵でも大変難しいことは承知している。いろんな仕様があるので、その場所によってほかの生き物よりも対策が大変なのは重々承知しているが、いろんなパターン、柵があるので、それも一つご検討いただければと思う。

あと、すみません、先程の G 群の分裂理由についてのはなんだったのか教えてほしい。

事務局:こちらの分裂理由について、具体的にははっきりと分かっていない。ただ分裂した模様だという形になっており、調査を引き続き行っていくような形になる。

捕獲区によって分裂している場合と、自然と群れが分かれてしまっている場合があるが、今のところはっきりとした形ではわからない状態。

相澤委員:G群の中の加害個体を捕獲するなど、あと GPS 首輪をつけ直すなどの対応はなかったのか。

事務局:南奥羽の協議会と調査する個体を分けたりするが、私どもの昨年度の調査結果では、七ヶ宿さんと白石市さんの方である程度捕獲区をかけたので、その影響もあると思うが、一部首輪をつけた個体が捕まったり、首輪の信号が途絶えたりもする。できるだけ首輪を全部の群れにつけていきたいが、山間に引っ込んでしまった群れに関しては下りてこないとつけ切れないということもあるので、まだ全部の確認を十分にされてないということもある。

その前の年のデータをそのまま活かしているものもあり、分裂がわからないことも多々あるのですいません。今回に関しては今のところ不明ということでお願いしたい。

委員長:他にどうか。

金久保委員:資料の8ページの県内の群れの評価、新しい評価結果を出していただいたところ、感謝したい。先ほどの村上委員の御意見にも繋がると思うが、新しい情報に基づいて適切な対応を取れるように、再評価したものについては選択捕獲になるか多頭捕獲になるかといった対応方針も最新のものを併せてお示しいただけると、現場としては対応しやすいと考えている。事務局にその辺りをご検討いただけないかお願いしたい。

平田委員:おそらく頭数が増えてくると、群れが分かれる可能性があるので、せつかく調査されているので、やはり百頭とか非常に大きい群れは分かれるリスクが高いと思って個体数調整していただくということと、農家の方のことを考えれば、農業を続けたりとか、住民の方も不安と思うので、捕獲を私は否定しないが、一方で相澤委員が言われたように、やはり複合策を使いながら、住民自ら追い払いを少しするなど、総合的な対策を進めなければならないので、今のご意見のように捕獲に対する、細やかな計画とプラス総合的対策の双方をもって、捕獲のことばかりが議論になりやすいが、保護管理はそれだけではないので、ぜひそういった観点で、今後進めていただきたいと思う。

委員長:それでは時間がつまっているため次の議事に移る。事務局から説明願う。

事務局:(資料に従いイノシシ管理事業について説明を行った)

委員長:ただいまの事務局からの説明について、ご質問や確認事項はあるか。

平田委員:意見ではないが、豚熱の影響はおそらくイノシシの個体群の減少に影響はしているとは思うが、一方で、やはり自治体、農業者、猟友会などの担当者が進めてこられた被害対策の効果も充分出ていると思うので、その辺りも県の方で評価していただきたいと思う。豚熱だけではないのかなと。

その理由は、豚熱が発生してない九州においても減少しているのが、重要なのはこのあと、地域からイノシシがいなくなるのではなく、恐らく減少しているが、繁殖する個体は充分残っているのが、どれぐらい早期に回復してしまうかということが、おそらく県の方でもわからないので苦労されていると思う。

宮城県内での増殖の歴史を見ると、あつという間に増えたことがあるので、捕獲の手を休めないようにということと、イノシシの場合、将来的には繁殖個体を捕まえた方が効果があがるので、全頭が成獣になるわけではないが、捕獲数だけではなく雌雄や年齢等の質を重視するする日が来るのではないかと思う。

それと、県内で地域によって温度差がある。解釈や生息の状況が違うので、ここをどう平準化していくか。平準化というか合わせなくてもいいが、今後も増えるのが目に見えているので、農水省の補助事業を行う対象市町村数が29から30に増えたということだが、もうほぼ全域を早めに対象とされた方が計画も立てやすいと思う。全域広がるものと思って、今後進めていただきたい。

委員長:その他どうか。無ければ時間が押しているの、続いてニホンジカの管理事業の実績及び計画について事務局から説明願う。

事務局:(資料に従いニホンジカ管理事業について説明を行った)

委員長:ただいまの事務局からの説明について、ご質問や確認事項はあるか。

相澤委員:5ページの個体数管理のところ、石巻市について口頭でご説明いただいたが、牡鹿半島では個体数が変わらず、内陸部で減っているその要因は今のところ不明ということだが、要因について土屋委員から何か想定される原因があれば教えていただきたいということと、この災害級の猛暑なので、捕獲従事者はとても大変なんじゃないかという話があり、そのあたり影響があったりするのかわからないか質問したい。

委員長:まず今年の巻き狩りの状況だが、かなり暑さでやられている。人間だけでなく、巻き狩りに使う犬が熱中症に罹って、中には腎臓病になったものもある。また、追われてくるシカも非常にへたっていて、逆に止まってくれるので打ちやすくなったという報告も出てきている。いずれにしても、人身被害が出ないようにというふうに願っている。牡鹿半島付近はかなりの狩猟圧をハンターの人たちが一生懸命かけているので、例年どおりの捕獲頭数となっている。ただ、半島以外の地域は捕獲数が激減している。この原因について分からないが、今まで銃猟だったのがわな猟に変わった。わなの数はとても多いので、捕獲頭数が増えた可能性はあるが、今後の推移を見守ってみたいとわからないところである。

委員長:その他にご意見ご質問あるか。

日野委員:ただいまの質問に対しての答えということで、石巻市内には二つの猟友会支部があり、それぞれの支部のエリアで捕獲を委託事業として市でやっている状況。今年度も従前と同じ手法で猟友会の方も、巻き狩りあるいはわなの設置と同様にやっているが、内陸部の猟友会の方の捕獲頭数が大きく減っている。原因については、今、土屋委員長の発言のとおりだが、猟友会の当事者からいろいろ聞いているが明確な原因、理由ははっきりしない。なので、今年度の様子はどうであるかということも見て行かないと、一時的なものなのか、あるいは原因となるものがあつたのかということは何とも言えない状況。

それから、質問になるが、実施計画の方の資料で5ページの下段、個体数管理のところでは狩猟期間の延長がある。期間を延長したことによりその間の捕獲頭数の増加に寄与しているということが、先ほどのイノシシにおいても同じような説明があつた。ニホンジカも同様ということだが、狩猟期間を延長したのが令和4年度からだったかと思うが、この期間を延長することについて、事務手続き上どのように難しい手続きがあるのかどうか、あるいは可能であればさらに期間を延長するという考えはないかどうかお伺いしたい。

事務局:狩猟期間の延長については、大元の延長開始が平成20年度である。本来の狩猟期間は11月の中旬から2月の中旬までであり、初め、2月の16日以降を部分的に延長し、令和3年度の時点では、11月の15日から3月末までが狩猟期間になっていて、そのうち延長期間は2月の16日から3月31日までである。その時点でそれなりに効果があつたため、令和4年度からはさらに11月の1日から11月の14日までを延長期間として追加をし、実施しているところ。

今回延長期間内に捕獲した数で実際に伸びがあつたのは、11月の1日から14日までの部分であり、効果があつたと考えている。それを受けてさらに延長の検討だが、まず11月上旬の延長に関しては始まったばかりなので、例えば10月に前倒しするのかについては、もう少しデータを見た方が良く考えている。

実際、今年度の捕獲数が若干減っている状況なので、その中で狩猟の期間を伸ばすことの寄与率についてはもう少し考えた方が良く思っている。また、有害捕獲に関しては通年でできるので、有害と狩猟期間が重複する期間が延びることが、全体の捕獲数を上げることに寄与するのか。あるいは有害でよりの確にやった方がいいかなど、様々な議論が必要と考えている。ご意見としてはもちろん頂戴するが、その辺りの数字をもう少し見ていきたい。

委員長:私から事務局への質問だが、県南の方でぼちぼちニホンジカが出没してきている。以前、富谷市でシカが国道四号線ではねられたということで遺伝子解析したが、尾瀬系だった。だから県南の方から来たのかはまだ不明

だが、県南のシカの遺伝子解析を早めにやられた方がいいかなと考えている。

事務局：県南の捕獲数は少数だがある。ただ農業被害が大きく出ていないので、あまり、管轄の市町村として強く今意識していない状況と認識している。土屋委員長がおっしゃった遺伝子解析はしていないが、おそらく県南の個体は福島の方から流入しているのではないかと周辺市町村の話聞き、考えている。

県の捕獲事業では、県南の市町村も実施対象エリアとなっているため、その中で捕獲はやるとして、捕まえた個体は、遺伝子解析が一番いいが、例えば GPS をつけ、移動経路を特定するのが着しやすいいと思っている。

本日は県南の委員もいるので、目撃など地域的な、参考になるような意見があれば補足いただきたい。

佐藤委員：大河原町ではなく、蔵王町の方では5・6年前に少年自然の家あたりでシカを見たという友人がいるので、そのあたりからもしかしたら増えてきている可能性があるのでは。やはり川崎の方でも増えているという話を聞くので、蔵王とか山深いところではもしかするとそれ以前からも生息している可能性があると思われる。

村上委員：白石市では昨年度2頭捕獲している。小原という七ヶ宿町に近い方のエリアで5・6年前から目撃されていたので、実際、その牧草地に4頭ぐらい目撃され、そのうち2頭を捕獲したということ。

やはり七ヶ宿の方にはいないので、蔵王、川崎、白石のあたりでシカが生息しているというのは、猟友会の方々も認識している。また、村田の方でも捕獲されたことがあると聞いている。

委員長：ありがとうございました。貴重な資料になると思うので、何らかの方法で私の方に届けていただければ、遺伝子の解析を行ないたいと思う。よろしくお願いします。

委員長：その他あるか。

平田委員：狩猟期間の延長に関しては、例えば山菜採りやきのこ狩りの方や、雪崩の危険性とか、住民の方のことも考えながら延長しないとダメだと思うので、まずは県外の狩猟者が入ってくるのが寄与しているのか、それとも県内だけで回っているのかということも含め、植生から、こういう場所を鹿が好むということを効果的捕獲促進事業で判明したと思うので、そのエリアで、例えば猟区外のところでシカの生息好適地を多く含むということであれば、おそらく有害が有効。一方、猟区が非常にシカの嗜好性の高い植生を含む条件地であれば、狩猟期間延長も効果があると思う。

また、新規の生息地で増加が見込まれるところ、一般にイノシシの場合も大型のオスが捕まり始めることがあるので、土屋先生が遺伝子解析をして系統を調べることが非常に重要だが、一方で市町村の方も性別や、大型かどうかといったデータを残しておられる方がいいのではと思う。

委員長：その他どうか。無ければ続いてツキノワグマの管理事業の実績及び計画について事務局から説明願う。

事務局：(資料に従いツキノワグマ管理事業について説明を行った)

委員長：ただいまの事務局からの説明について、ご質問や確認事項はあるか。

早坂委員：個体管理に関連してお伺いしたい。クマの出没警報を今年多発していると思うが、報道機関では、クマの保護が進んだので、クマの頭数が増えたと解説している記事を見かけた。これは自然保護課からの情報か。

事務局：その件に関してはこちらでも承知しており、特に当課が取材を受け、そのような発言をしたわけではない。報道機関が独自に専門家の先生の方に聞かれ、その発言を踏まえ報道したと認識している。

早坂委員: その記事の中で特に問題だと思ったのは、蔵王町の猟友会の方が、クマの保護政策がとられたこの5・6年の間にクマが爆発的に増えたと発言されていた。私自身としては、人の活動空間とクマの行動域がクロスすることが多くなり、クマと遭遇する機会が多くなったのではないかと考えているが、この個体数の爆発的な増加というのが、まるで保護政策の結果であるかのような印象を受ける記事に私はお見受けした。

もしも単なる個体数の増加の根拠がはっきりしない、単なる憶測の記事であるとすれば、担当部局として新聞社にクレームをつけるべきではないかなと思ったが、新聞報道に関して、事務局はどのようにお考えなのか、お考えをお聞かせいただきたい。

事務局: まず、数字の話に関して、先ほどの説明とおり、県内の推定生息頭数はほぼ横ばいであり、地域的な分析まではできていないが、爆発的に増えているかといえばそうではないと考えている。ただ、あくまで推定なので確実性をもって、意見を述べることは難しい。

次にそのような記事に対する当課の姿勢だが、基本的に報道機関が専門家と思われる先生に取材しその意見を記載していることから、個々の見解に対して個別に意見することは今現在考えていない。

しかし、人身被害発生の際に当課で記者発表すると報道各社から多数の取材を受けるので、そのタイミングでは当課の考えや根拠を説明させていただいている。

早坂委員: とても感情的な記事という印象なので、いかがなものかと思った。こういった場で委員や事務局がこんなに頑張っていることが、保護政策のせいで爆発的に増えたかのような印象を受ける記事だと私は受け取った。担当委員として、それはいかがなものかなと思ったので、敢えて伺わせて頂いた。ありがとうございました。

委員長: その他どうか。

大槻委員: 錯誤捕獲の非公開資料について、蔵王町の方で令和4年からだいぶ錯誤捕獲の頭数が減っており感心した。そうであれば、大崎市では令和4年に21頭を錯誤捕獲ということだが、蔵王町ではどうして減らせたかを検証し、お互い情報交換するような勉強会につなげられればいいのではと思う。

事務局: まず大崎市に関しては、昨年度の時点で、県内で一番捕獲数が多く、また、錯誤捕獲も多いということで、昨年の審議会の1週間後ぐらいに、大崎管内を対象として錯誤捕獲の研修会をやっている。今年度についても、管轄の地方振興事務所に研修会をするようお願いしているところ。

また、それに加え、当課では、令和6年度の試験実証事業として、錯誤捕獲の防止機能つきわなの導入実証を予定している。理由として、やはり大崎市のような状況を改善したいからである。例えば、現状使っているくりわな、輪っかのわなだが、それを使ってしまうとクマがかかってしまう。気を付けていても、指が欠損しているクマでは更にかかりやすいので、錯誤捕獲を100%防ぐのは難しい状況になっている。

したがって、錯誤捕獲防止機能付きわなを使っただけのがベストではあるが、猟友会の方に突然活用を促しても、どれだけ効果があるのか分からないなど、納得していただけないだろうなどの考えから、まずは当課で実証事業を行い、導入の効果を示した上で、大崎市を通じて、交付金等で購入していただいて、徐々に猟友会に広めていきたいと考えているところ。

現場の話だが、遠藤委員は猟友会の大崎支部長でもあるので、補足等あればお願いしたい、

遠藤委員: 新人ということもあり、至らない部分もあるかと思うがご容赦いただきたい。

クマの問題は大崎市全体というよりは、ごく一部で問題になっている状態。大崎市は非常に面積が広く、クマについても玉造と言われる鳴子岩出山、それから古川の一部地域で発生している。イノシシの捕獲は県と市が力を入れていることもあり、くりわなや箱わなでの捕獲を行うが、そこに餌を入れて、またわなの周辺にも捕獲率を上

げるため餌をまくことがある。イノシシが好む餌として米ぬかがあるが、それはクマも好むということで、難しいところ。

クマが錯誤捕獲されるとわなが壊れる場合があり、直す経費として市から助成がある部分もあって、一部の地域では抑止力が働かずヒートアップしてしまった部分もあった。

報道でも御覧のとおり、大崎市に出没するクマは相当多いので一概に言えないが、錯誤捕獲については会議などの度に、その都度、その都度、錯誤捕獲は絶対にダメだ、やるなということで、マナー向上に励んだり、場合によってはわな猟を中止したりなどの工夫を各猟友会の状況に合わせて対策しているところ。

自然保護課にも相談申し上げているが、なかなか難しい問題と認識している。研修会の話も出たが、市と北部地方振興事務所と県猟友会で横の調整をしながら、少しずつ少しずつ改善を図っているが、錯誤捕獲をしない体制が出来たら通常の形に戻したいと思っている。これは本当に頭の痛い問題。

別の話だが、大崎市ではこの9月からジビエの関係で、市内で捕獲したイノシシを受け入れるということで、市からは捕獲圧の強化を依頼されている。なかなか大変だが、そうした点も踏まえながら、できるだけ錯誤捕獲をしないような方法をみんなで講じながら進めているのが現在の状況である。

委員長: 貴重な話をありがとうございました。その他どうか。

日野委員: ツキノワグマについて、今年度に入り石巻市内でも、クマの錯誤捕獲があった。初めての事例で対応に苦慮したところだが、クマの捕獲許可については、権限移譲でもって市町村に許可の権限がある場合とそうでない場合があるが、石巻市は権限委譲を受けていない。また、市の被害防止計画の対象鳥獣にもなっていない状態。

その中でクマの錯誤捕獲の報告が比較的人里に近い現場であったのだが、対応する中で市と県の役割分担が少し分かりにくいということがあった。権限移譲されていけばそれぞれの市町村が対応するということになるわけだが、そうでない石巻市のパターンにおいては、市と県の役割分担が明確になっているのかなっていないのか、という現状であるのか。結果としてなっていない状態かと思うが、県として役割分担をもう少し明確にする必要があるのかどうか、課題としての認識があるかどうかお伺いしたい。

委員長: まず体系的なところだが、市町村に捕獲許可の権限がおりていない場合は、県地方振興事務所で捕獲許可を行なうため、県の出先機関が現地において、また、警察も同席してその場で捕獲許可を出す流れと決まっている。ただ、実際、現場では管轄されている市町村の方にも県民や警察から連絡がいき、現場に来ていただいたケースも多数あり、それは明確な役割分担に基づく対応ではない。

ただ、現実の運用として、石巻市のように権限委譲されていないケースでは、当然捕獲許可は県で行うが、周辺住民への注意喚起や安全確保については、行政の基本的な役割として、市町村にご協力をお願いしているということもある。

過去には、県と市町村との連携がうまくいかず、情報共有が遅れ対応が後手後手になったケースもあった。県では、権限委譲されているケースとされていないケースで要領を定め、対応フローを規定しているので、基本的にはフローに従い対応していただきたいが、法律以外の部分、現実に即した対応として、各地方振興事務所が中心になり関係機関と打ち合わせをし、迅速に対応するように4月時点で指示しているところ。

今回、石巻市で錯誤捕獲の報告があったことを私も承知しているが、役割分担で齟齬があったかについては把握しておらなかったのも、当課から改めて地方振興事務所に、同様のことがないように打合せするよう伝えることとしたい。

委員長: 今、東部地方事務所がその司令塔になるというお話で、そこに連絡してくださいという話かと思うが、日野委員それでよろしいか。

日野委員: よろしく願います。

委員長:その他ご意見、ご質問どうか。

大淵委員:弊社は林業団体に属しており、イノシシやツキノワグマについて生息環境管理の面で、林業サイドに関係あることが出てきているかと思う。ただ、林業者としては、生産活動を行っている身なので、弊社は生物多様性に配慮した森林づくりを行うなど配慮はしているが、全ての林業者がそうやっているわけではないのが実情。

森林整備に関する部分で、農地や市街地に降りてきてしまうような鳥獣の生息地を作っていく、整備して行くということも少し配慮していかなければならないと思うが、丸太を生産する目的を持っているとそこまで配慮しきれない、難しい部分がある。今、森林経営管理制度という、地方自治体、特に市町村でやっている制度があるが、それは生産目的だけでなく、森林整備も目的として実施しましょうという制度であり、且つ民有林に手を入れていくという制度なので、こうした制度と鳥獣保護の観点をセットにしていくことが重要と思う。

これは質問で、専門家の方にお伺いしたいが、里山農地の近くにそういった生息しやすい山林をつくるのか、もともと奥地に生息しやすい森林を整備した方がいいのか。おそらく奥地に整備した方がいいと思うが、ツキノワグマだけでなく、それぞれ専門家の方から、今日は時間ないので、この場でなくてもいいが、森林整備の参考となるように提示いただくのがよろしいのかなと思う。

事務局:まずは当課から森林整備所管課を通じ、委員の意見を踏まえ参考情報を提示するなど、林業者に情報提供する方法含め相談する。

委員長:それでは詳しい話は別途各部会で行いたいので、議事(2)についての質疑を終了する。

議事(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業(イノシシ、ニホンジカ)令和4年度評価報告書(基本評価シート)
(案)及び令和5年度実施計画書(案)

委員長:それでは次の議事(3)に移る。事務局から説明願う。

事務局:(資料に従い説明を行った)

委員長:ただいまの事務局からの説明について、ご質問や確認事項はあるか。

平田委員:非常によく計画されていると評価したい。指定管理の課題は捕獲数である。捕獲実績が目標になってしまうと、人間との軋轢の解消や適正な保護管理という本来の目的がすり替わってしまう。捕獲目標を達成することが事業の成果ではない。どうしても客観的評価として数字をみるが、それだけにならないように留意していただきたいということと、猟友会の方々、市町村の担当もだが、限られた人員の中で、個々人への負担がどんどん増えている。

狩猟だけでなく、有害鳥獣捕獲、そしてこの指定管理という構成でもあるので、共通する人材の育成確保。こちらの計画には、おそらく書く部分は少ないと思うが、留意いただきたい。

委員長:ありがとうございます。特に担い手不足が顕著になってくるので、若い人の育成、県の事業として、もっと盛んにやってもらいたいということかと思う。

委員長:その他どうか。

辻委員:令和4年度のニホンジカの捕獲頭数が、目標600頭とのところ1,200頭近く捕獲できた事実がある中で、令和5年度の計画頭数、昨年度と一緒に600頭というのは適切か。昨年度を踏まえ、本年度の計画でもう少し上積みしてもよいかと考えるが、昨年度と同じにした理由を説明いただきたい。

事務局:まず令和5年度の捕獲目標について、昨年2月時点の国へのヒアリングを経て決定しているので、その時点の最新情報は当然今よりも古いので、1,200頭捕獲できるという前提で予算を要求できないという実情がある。

令和4年度もそうだが、ニホンジカを多めに捕獲できたのは、豚熱の影響が色濃く出ている状況もありイノシシの捕獲数が大幅に下がったため、イノシシとニホンジカ間の予算調整で対応できた結果である。

今年度も可能な範囲で調整したいが、本事業の目的は有害鳥獣捕獲でなく個体数管理なので、目標を超えた捕獲は必ずしも歓迎されないし、国等に提出した資料との整合性という面もあるので、600頭が妥当と考えている。

委員長:その他どうか。

委員長:それでは長時間の議論に感謝したい。ここで議事(3)について終了し、全体の審議を終了するので事務局に進行をお返す。

事務局(司会):長時間ありがとうございました。最後に、本日の内容を含め、小山課長より発言させていただきます。

小山課長:今日は大変長い時間ありがとうございました。ご意見をたくさんいただいたと認識している。

ただ先ほど、クマの時に早坂委員からお話あった報道について、やはり自然保護行政を担っている課の課長としても、正しく県民に情報をお伝えし、必要な注意であったり、あるいは必要な保護に取り組んでいただきたいと思っている。

そういった意味では、これまでやってきたことに加え、今日も報道機関の方がいらしていただいていると思うが、今年、報道機関の方とお会いして、取材を受ける機会が増えている。こういった機会を活用し、事実関係や見解を当課にお尋ねいただきたいと思っている。

ある程度、地域の方々の個人のご意見というのは、これは正しいと思っている。それぞれの考えも正しいと思っている。ただ、それを県民に広くお伝えするときに、それが正しいかどうかに関しては違うこともある。したがって、私どものこの課に、ぜひ報道機関の方は、記事にする前にご相談いただき、私どもの方でわかることについてはお答えする。不明なことについては、専門家である学識の方々にもこれからご相談し、また、市町村をはじめとした地域の実情についても正しく確認をした上で、報道していただくように努めていきたいと、自然保護行政を担当する私としては、そのように取り組んでいきたいと思っている。

貴重なご意見。大変ありがとうございました。報道機関の方もよろしく願います。

事務局(司会):その他何かございますでしょうか？

なければ、以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会の一切を終了いたします。委員の皆様には長時間、ご多忙のところ、お集まりいただきまして長時間、ご協議いただきまして、本当にありがとうございました。